

【 気象警報発令時の対応について 】

- 1 対象となる気象警報 大雨警報、洪水警報、大雪警報、
暴風警報、暴風雪警報、
および特別警報
- 2 幼児児童生徒が在宅時の場合
- | | |
|-----------------------------|---------------|
| ◎午前7時現在、警報発令中の場合……… | 家庭待機 |
| ◎ <u>午前9時までに解除しない場合</u> ……… | 臨時休園・休校 |
| ◎ <u>午前9時までに解除した場合</u> ……… | 幼稚園 開園 |
| | 小中学校 解除ししたい登校 |

- ※午前7時の時点で、警報発令中の時[阪神]地域に警報が発令されていても[芦屋]が含まれていなければ、通常どおりの登校・登園。
- ※「警報発令及び解除」は学校園から各家庭へ知らせないが、午前7時前後、及びそれ以降のテレビ、ラジオ等の気象情報に留意するようあらかじめ周知しておく。
- ※警報発令中にすでに登校している幼児児童生徒については、留意点にあるように気象状況等を判断し安全な措置を取る。

気象は、局地的な変化をします。注意報の時点または警報解除後でも、自宅付近の状況を優先して対応してください。遅刻等の心配はしないで、〔安全第一〕に行動させてください。

- 3 幼児児童生徒が在校（園）時の場合
- ◆ 小学校・中学校の場合（各学校で判断する）
- | | |
|-----------------------|---------------|
| ◎およそ11時までに警報が発令された場合… | 給食（弁当）を食べずに帰宅 |
| ◎およそ11時以降に警報が発令された場合… | 給食（弁当）を食べて帰宅 |
- ◆ 幼稚園の場合
- ◎警報が発令され次第、一斉メールで連絡し、保護者に迎えにきてもらう。

校園長は、気象情報等により、下校・降園または学校園での待機の判断をし、安全適切な処置をとってください。

【 地震発生及び津波警報発令時の対応について 】

◆ 幼稚園（標高10m未満）

地震・津波の程度		学校園の避難方法
1	震度4以下の地震発生 (津波警報なし)	園舎外へ避難 園内の安全が確認されれば、保育を再開
2	震度5弱以上の地震発生 (津波警報なし)	園舎外へ避難 園内、園外の安全が確認されれば、引き渡しの準備をして保護者の迎えを待つ
3	震度5弱以上の地震発生 津波警報発令	園舎外へ避難 園内の安全が確認されれば、「(津波警報発令時避難場所)」に避難 津波警報が注意報に引き下げられ、園外の安全が確認されれば、引き渡しの準備をして保護者の迎えを待つ
4	震度5弱以上の地震発生 大津波警報発令	園舎外へ避難 園外の安全が確認されれば、「(大津波警報発令時避難場所)」へ避難 *但し、津波の到達時刻までに、幼児の移動が困難と判断した場合は、「(津波一時避難場所)」に避難 大津波警報が注意報に引き下げられ、園外の安全が確認されれば、引き渡しの準備をして保護者の迎えを待つ

◆ 幼稚園（標高10m以上）

地震・津波の程度		学校の避難方法
1	震度4以下の地震発生 (津波警報なし)	園舎外へ避難 園内の安全が確認されれば、保育を再開
2	震度5弱以上の地震発生 (津波警報なし)	園舎外へ避難 園内、園外の安全が確認されれば、引き渡しの準備をして保護者の迎えを待つ
3	震度5弱以上の地震発生 津波警報発令	園舎外へ避難 園内の安全が確認されれば、園舎に避難 津波警報が注意報に引き下げられ、園外の安全が確認されれば、引き渡しの準備をして保護者の迎えを待つ
4	震度5弱以上の地震発生 大津波警報発令	園舎外へ避難 園内の安全が確認されれば、園舎に避難 大津波警報が注意報に引き下げられ、園外の安全が確認されれば、引き渡しの準備をして保護者の迎えを待つ

★震度5弱以上の地震が発生した場合は休園。

★津波警報、大津波警報発令の場合、注意報に引き下げられるまでは、幼児は降園させないこと。

★津波警報、大津波警報発令中に保護者が迎えに来た場合は、引き渡しは行わず、注意報に引き下げられるまでは、幼児と一緒に避難場所で待機とする。